

商工会ニュース

【発行】
東出雲町商工会
〒699-0109 島根県松江市東出雲町錦浜583-18
Tel0852-52-2344 Fax0852-52-2194
http://h-izumo.shoko-shimane.or.jp/
平成31年3月26日発行

小規模事業者持続化補助金の公募予定について

<補助内容>

小規模事業者が将来の事業承継も見据え、ビジネスプラン（経営計画）に基づいた経営を推進していくため、商工会と一体となって経営計画を作成し、販路開拓（売上拡大・売上アップ）に取り組む費用を支援

<補助対象経費>

機械装置等費・広報費・展示会出展費・旅費・商品開発費・資料購入費・借料・専門家謝金
専門家旅費・委託費・外注費 等

<補助率> 補助対象経費の 3分の2

<補助上限額> 50万円

<補助対象予定者>

卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）※ただし常時使用する従業員の数5人以下・製造業・サービス業のうち宿泊業・娯楽業※ただし常時使用する従業員の数20人以下

<その他>

詳しくは [平成30年度補正 小規模事業者持続化補助金](#) [検索](#)

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金について

<補助対象経費>

機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費 等

<補助対象事業>

	革新的サービス	ものづくり技術	備考
一般型	中小企業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。 ●補助額：100万円～1,000万円 ●補助率：1/2 以内（※1、※2）		各事業類型とも、生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能です。
小規模型 (設備投資のみ)	小規模な額で中小企業者等が行う革新的なサービス開発・生産プロセスの改善を支援します。 ●補助額：100万円～500万円 ●補助率：1/2 以内（※1、※2、※3）		
小規模型 (試作開発等)	小規模な額で中小企業者等が行う試作品開発（設備等を伴わない試作開発等を含む）を支援します。 ●補助額：100万円～500万円 ●補助率：1/2 以内（※1、※2、※3）		

※1 「先端設備等導入計画」を平成30年12月21日以後に申請し、認定（新たな設備等導入を伴う計画変更を含む）を受けた場合は補助率2/3以内。

※2 「経営革新計画」を平成30年12月21日以後に新たに申請し、承認を受けた場合は補助率2/3以内。

※3 小規模企業者・小規模事業者・常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率2/3以内。

<締切>

2019年5月8日（水）

当日消印有効 ※持ち込み不可

詳細 [平成30年度補正 ものづくり補助金](#) [検索](#)

応募申請書提出先

島根県地域事務局 島根県中小企業団体中央会 連携支援課

〒690-0886 松江市母衣町55-4 4F TEL0852-21-4809

消費税軽減税率説明会の開催について

と き 4月 9日（火）10：00～11：00

4月10日（水）10：00～11：00

ところ 松江地方合同庁舎 2階 共用第3会議室（松江市向島町 134-10）

定 員 各50名

その他 駐車場につきましては混雑が予想されますので、できるだけ車でのご来場はご遠慮ください。
また、会場の収容人数を超えた場合には受付を終了する場合があります。説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参下さい。

申込先 松江税務署総務課（Tel0852-78-0330）

改元に伴う情報システム改修等への対応について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴い2019年5月1日に改元が行われ、新元号については4月1日に公表される予定です。下記の改元に伴う情報システム改修等への対応例をご参考いただき、新元号への円滑な移行に向けてご対応ください。

1. 情報システム改修に向けて想定される段取り・工程

《新元号公表前に行う作業》

- （1）和暦の使用状況の調査とシステム改修計画の策定
- （2）他のシステムとの連携における連携先の対応方針の確認
- （3）プログラムの修正と動作テスト
- （4）修正したプログラムの適用などのリリース作業のリハーサル

《新元号公表後に行う作業》

- （1）新元号の適用（仮元号から新元号に置き換える作業のみならず、OS等のアップデート含む）
- （2）印字や表示を含め、処理が適正に行われているかどうかのテスト
- （3）他システムとの連携のテスト（動作確認、エラー修正、再確認等）

2. 改元対応において留意すべき事項

- （1）自社内のシステムについて
（特に複数のベンダーに対応を依頼する場合、）自社内のシステム間連携における新元号での連携のルールや改修の必要箇所を把握・確認した上で、テスト計画を立案できているか
- （2）自社外のシステムとの連携について
 - ① システム連携先の対応方針について確認し、和暦の使用箇所、改修の必要箇所を把握できているか
 - ② 自社外のシステムとの連携におけるテスト計画を立案できているか

3. システム改修における対応例

- （1）和暦を使用しているシステムの依存関係を把握し、相互運用を損なわない更新手順の策定
- （2）データを和暦表示で保有している場合の改元以降の新元号表記への変換
- （3）書面やシステムの画面上に元号を印字・表示している場合、印字・表示内容の変更
- （4）西暦と和暦との変換処理を行っている場合、変換プログラムの修正又は変換テーブルへの登録

なお、新元号の公表から改元までの間にすべての作業を完了することができない場合は、顧客との接点となる箇所など、優先順位を付けた対応が必要になるとともに、旧元号と新元号が併存する場合の運用について十分に検討する必要がある。

